

○習志野市教育機関組織規則（抜粋）

第2章 組織および職制等

第2節 図書館

（職制）

第6条 図書館(指定管理者に管理を行わせる図書館を除く。)に館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督する。

（平24教委規則13・平27教委規則7・一部改正）

（係の設置）

第7条 中央図書館に管理係及び奉仕係を置く。

（平21教委規則7・全改、平31教委規則8・一部改正）

（事務分掌）

第8条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

中央図書館

- (1) 各図書館の指揮及び事業推進並びに総合調整に関すること。
- (2) 予算及び経理に関すること。
- (3) 調査及び統計に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 図書館の広報に関すること。
- (7) 施設、設備及び備品の管理に関すること。
- (8) 図書館の運営及び事業計画に関すること。
- (9) 図書館資料の利用に関すること。
- (10) 参考事務及び読書相談に関すること。
- (11) 読書会、講演会、研究会及び資料展示会等の開催に関すること。
- (12) 図書館資料の選択及び収集に関すること。
- (13) 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- (14) 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- (15) 図書館資料の調整、移管及び廃棄に関すること。
- (16) 図書館の蔵書構成の調整に関すること。
- (17) 電算システムの維持管理に関すること。
- (18) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (19) 移動図書館に関すること。
- (20) 連絡車の運行に関すること。
- (21) 指定管理者の管理する図書館の監理に関すること。
- (22) その他管理運営全般に関すること。

その他の図書館

- (1) 予算及び経理に関すること。
- (2) 調査及び統計に関すること。
- (3) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 図書館の広報に関すること。
- (6) 施設、設備及び備品の管理に関すること。
- (7) 図書館資料の利用に関すること。
- (8) 参考事務及び読書相談に関すること。
- (9) 読書会、講演会、研究会及び資料展示会等の開催に関すること。
- (10) 図書館資料の選択及び収集に関すること。
- (11) 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- (12) 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- (13) 図書館資料の調整、移管及び廃棄に関すること。
- (14) その他管理運営全般に関すること。

2 [前項](#)その他の図書館各号の規定は、指定管理者に管理を行わせる図書館については、適用しない。

(平 13 教委規則 12・全改、平 24 教委規則 13・平 31 教委規則 8・一部改正)

(管理)

第 9 条 図書の貸出しその他図書館の管理について必要な事項は、別の規則で定める。